

議案第 7 4 号

三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 2 9 年 9 月 8 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例（平成 2 0 年三次市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「企業立地及び事業高度化を促進し、産業集積の形成及び活性化」を「地域経済牽引事業を促進し、地域の成長発展の基盤強化」に改める。

第 2 条中「第 9 条第 1 項に規定する同意集積区域内」を「第 4 条第 6 項の規定による同意を得た基本計画により定められた促進区域（以下「同意促進区域」という。）」に、「法第 5 条第 5 項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日」を「当該同意の日」に、「第 1 5 条第 2 項に規定する承認企業立地計画に従って、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 2 0 条の地方公共団体等を定める省

令」を「第13条第4項による承認を得た地域経済牽引事業計画に従って行う地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」に、「第3条」を「第2条」に、「設置した者（法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であつて省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。）に対し」を「同意促進区域内に設置した事業者が所有する」に改める。

第5条中「及び三次市農村地域工業等導入地区における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例（平成16年三次市条例第80号）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（三次市工場等設置奨励条例の一部改正）

2 三次市工場等設置奨励条例（平成16年三次市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「三次市農村地域工業等導入地区における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例（平成16年三次市条例第80号）」を削る。

（三次市農村地域工業等導入地区における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の廃止）

3 三次市農村地域工業等導入地区における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例（平成16年三次市条例第80号）は、廃止する。